

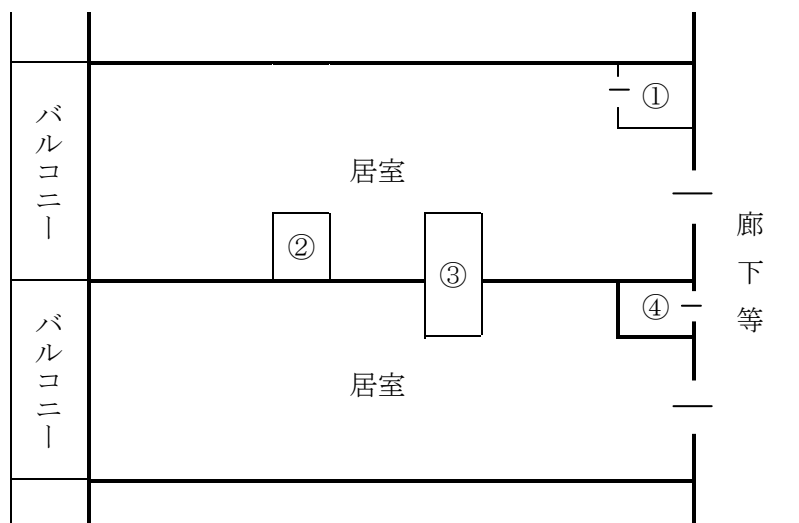
豊中市

サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分の床面積の算入に係る
メーターボックス及びパイプスペースの取り扱いについて

共用部分のメーターボックス及びパイプスペースの面積は、各居住部分の床面積に算入しません。

パイプスペース（メーターボックスを含む。）が、完全に各居住部分に組み込まれている場合や、各居住部分からパイプスペース（メーターボックスを含む。）を管理するものについては、各居住部分の面積に算入して差し支えありません。

<判断例>



- ①、② . . . 各居住部分の面積に参入する。
- ③、④ . . . 各居住部分の面積に参入しない。